

食育の推進に関する事業

第2期川崎市食育推進計画期間中(平成23年度～25年度)

局	課	関連事業	主な対象	事業概要	備考
総務局	国際施策調整室	インターナショナルフェスティバル in カワサキ (公財)川崎市国際交流協会	市民	民間交流団体、学校、商店街、町内会等が各種イベント等を通して交流を図る。	
		世界の料理を作って話そう～○○○料理編 (公財)川崎市国際交流協会	市民	テーマの国の外国人を講師に、伝統料理や家庭料理を学び、併せて文化等についても講演等を通じて理解する。	
市民・こども局	人権・男女共同参画室	かわさきそだち野菜市	市民	市内の農家と生産物の紹介や販売などの多角的な活動を通じて、地産地消に対する理解を深める。	
		焼きたてパン販売 パン工房めいぼう	市民	障がい者の方が作られたパンの販売を通じて障がい者の雇用、自立支援につながる活動と食とのつながり等への理解を深める。	
こども本部	こども家庭課	両親学級	初妊婦及び夫	妊娠中からの健康的な日常生活、出産、育児に関する各種の健康教育を行う。	各区役所保健福祉センターで実施
		乳幼児健康診査 各種相談事業(育児相談等)	市内在住の乳幼児と保護者	乳幼児期からの健康づくりのため、生活リズムの確立や、望ましい食習慣の普及啓発を行う。	各区役所保健福祉センターで実施
	保育事業推進部保育課	保育園における食育推進	園児	保育園給食や食に関する楽しい活動や遊びをととして、保護者との連携のもと、適切な食事のとり方や望ましい食習慣の基礎を培い、豊かな人間性を養う。	各区役所こども支援室、保育園で実施
		子育て支援事業(園庭開放、保育相談等)	地域の親子	園庭開放や保育相談、子育て支援講座など、子育て家庭の交流の場の提供や食に関する情報提供等を行う。	各区役所こども支援室、保育園で実施
		市ホームページ子育て応援ナビ掲載		子どもの育ちや食に関する情報発信をするとともに、保育園が気軽に相談できる存在であることを知ってもらう。保育園の献立や食育について掲載している。	
	青少年育成課	成人の日を祝うつどい	新成人	「成人の日を祝うつどい」において、新成人へパンフレットや動画の放映等で食育の普及啓発を行う。	平成20年よりパンフレットに「食事バランスガイド」を掲載

局	課	関連事業	主な対象	事業概要	備考
経済労働局	産業振興部 商業観光課	Buyかわさきキャンペーン推進事業 (Buyかわさきフェスティバルの開催)	市民ほか	市内の優れた名品を掘り起こし、市内外に広くPRするとともに、川崎市のイメージアップを図る。	
	労働雇用部	川崎市労働情報の発行事業	市内事業所、労働組合及び関係機関	勤労者に係る様々な情報提供、健全な労働環境のための月刊誌。食育関連記事の掲載可能。	
	消費者行政センター	食品安全啓発事業	市民	食の安全に関する知識の普及及び情報提供等の施策の推進。「川崎市食の安全確保対策協議会」の開催。情報誌「食生活と安全」の発行。「食生活と安全」には、食育についてを掲載し、情報提供をしている。	
		くらしのセミナー (出前講座)	市内在住、在勤、在学の15人以上のグループ	消費生活に関する知識を普及させるため、学習会及び研修会に講師を派遣する。食の安全等、食育に関する講座も設定している。	
	中央卸売市場北部市場	夏休み親子食育講座 (市民自主企画事業)	小学生と保護者	食材に触れることで、子どもたちに食の重要性について学んでもらう。市場内見学と市場の食材を使つての料理講座。	
	農業振興センター農業振興課	ファーマーズクラブ農業体験事業	市民	市民と農業後継者との交流を推進するため、農業後継者の指導で市民が野菜、果樹、花き等の農作物の栽培や収穫等の農作業を体験する。	
		体験型農園推進事業 (教育ファームの取組)	市民	農業者の指導で市民が、野菜、果樹、花き等の生産における農作業を体験する体験型農園を農業者が開設することを支援する。	
		市民農園事業	市民	市民の農業への理解を深め、土に親しむ場として川崎市市民農園を開設・運営する。	
		市民ファーマーミング農園	市民	市民が農業を体験する場として市民ファーマーミング農園を、農業者等が運営、地域交流農園を開設する。	
環境局	環境調整課	地球に美味しい「エコ・クッキング」事業	市民	企業、行政の協働による「食」を通じた環境に配慮した食生活の大切さを学ぶ事業。	
	減量推進課	生ごみ等リサイクル推進事業	小学校等公共施設	小学校等公共施設を対象にした生ごみのリサイクル事業。生ごみを資源として捉え環境教育や食べ残しをなくすなど食育との連携も重要。	

局	課	関連事業	主な対象	事業概要	備考
健康福祉局	健康増進課	歯科保健事業 ・マザーズ・ブラッシング ・歯の健康教室、薬物塗布 ・歯の定期健診 ・親と子の歯科教室	妊産婦及び乳幼児とその保護者	う蝕やその他の口腔疾患予防のため、正しい知識の普及啓発を図る。また、疾病の早期発見と予防処置、生活習慣の見直しから歯科保健指導を実施する。	各区役所保健福祉センターで実施
		食と健康教室 (離乳食教室・幼児食教室)	乳幼児とその保護者	乳幼児の食生活を中心に、家族の健康と食生活について系統的に学習する教室。	各区役所保健福祉センターで実施
		健康づくり普及啓発事業	市内在住、在勤、在学の人	市民が主体の健康づくりへの支援として、健康に関する情報発信や講演会を開催する。また、各区において各種健康づくり教室、健康関連イベント、健康教育等を実施する。	
		食生活改善推進員養成教室	市民	食生活改善を中心とした健康づくりを推進するボランティアを養成する。	各区役所保健福祉センターで実施
		地区組織活動助成事業	市民	食生活改善推進員等による地域における食生活改善のための各年代・対象に合わせた料理教室等により日本型食生活や健全な食生活を普及啓発する活動を支援する。	各区役所保健福祉センターで実施
		給食施設指導事業 ・給食施設指導 ・給食施設設置者及び栄養士講習会	給食施設設置者、栄養士、利用者	健康増進法、川崎市健康増進法施行細則に基づき、給食を通じて利用者の健康増進を目的とするもの。給食施設への巡回や栄養管理報告書の提出による指導。施設設置者及び栄養士への給食管理や健康管理のための講習会の実施。健康づくり施策等の情報提供。	健康増進課、各区役所保健福祉センターの管理栄養士(栄養指導員)が実施
		食育推進地域活動事業	市民	食育イベント、キャンペーン、栄養講習会等を実施する。また、各区の特色を活かした食育の取組を支援する。	健康増進課及び各区で実施
		食育推進協議会事業	関係機関・団体	市食育推進会議で食育に関する事項を審議し、各区では食育推進分科会で各関係機関・団体・企業等が連携して、区の特性を活かした食育事業を展開する。	健康増進課及び各区で実施
	健康危機管理担当	自主管理体制の実施に関する指導の推進	市内の製造業、給食施設、飲食店等食品取扱施設	食品の取扱い不良による食中毒、表示不適や異物混入を未然に防止するため、自主管理体制の確立に向け、助言・指導を行う。	各区役所保健福祉センターで実施
	地域ケア推進担当	介護予防事業	65歳以上の市民	高齢者が健全な食生活を通じて、低栄養状態を早期改善し、自分らしい生活の確立と自己実現の達成に向けて支援する。	
教育委員会	生涯学習推進課	社会教育振興事業	市民	市民館で開催する各種講座。食の安全や乳幼児向けの食の工夫など食育に関する講座も行う。	市民館で実施
	健康教育課 中学校給食推進室	学校における食に関する指導の推進	小学生、中学生、高校生、家庭、地域	学校給食や各教科など、教育活動全体をとらえて、子どもたちが食のあり方や望ましい食習慣を身につけ、食を通じて自らの健康管理ができるようにする。	

平成24年 川崎市の食育の現状と意識に関する調査概要

1. 市民対象 調査概要

- 調査の対象者…川崎市在住の満20歳以上の男女
- 標本の抽出……住民基本台帳及び外国人登録原票からの層化二段無作為抽出
- 標本数……………3,500標本
- 有効回収数……1,761標本（有効回収率50.3%）
- 調査方法………郵送配付・郵送回収・はがき督促1回
- 調査期間………平成24年8月31日～9月15日
- 回答者の属性

①性別

	件数	構成比(%)	無回答除(%)
男性	750	42.6	42.9
女性	999	56.7	57.1
無回答	12	0.7	—
全体(%)	1,761	100.0	100.0

②年齢

	件数	構成比(%)	無回答除(%)
20～24歳	68	3.9	3.9
25～29歳	109	6.2	6.2
30～34歳	137	7.8	7.8
35～39歳	212	12.0	12.1
40～44歳	185	10.5	10.6
45～49歳	190	10.8	10.9
50～54歳	124	7.0	7.1
55～59歳	126	7.2	7.2
60～64歳	171	9.7	9.8
65～69歳	154	8.7	8.8
70～74歳	133	7.6	7.6
75歳以上	142	8.1	8.1
無回答	10	0.6	—
全体(%)	1,761	100.1	100.1

③居住区

	件数	構成比(%)	無回答除(%)
川崎区	248	14.1	14.2
幸区	248	14.1	14.2
中原区	233	13.2	13.3
高津区	239	13.6	13.7
宮前区	254	14.4	14.5
多摩区	240	13.6	13.7
麻生区	287	16.3	16.4
無回答	12	0.7	—
全体(%)	1,761	100.0	100.0

2. 高校生対象 調査概要

- 調査の対象者…川崎市在校 高校2年生
- 協力高校………市内5校
- 標本数……………1,158標本
- 調査方法………学校での配付・記入・回収
- 調査期間………平成24年10月1日～11月15日
- 回答者の属性

①性別

	件数	構成比(%)	無回答除(%)
男性	566	48.9	49.3
女性	581	50.2	50.7
無回答	11	0.9	—
全体(%)	1,158	100.0	100.0

③居住区

	件数	構成比(%)	無回答除(%)
川崎区	262	22.6	22.8
幸区	176	15.2	15.3
中原区	143	12.3	12.5
高津区	161	13.9	14.0
宮前区	97	8.4	8.4
多摩区	105	9.1	9.1
麻生区	27	2.3	2.4
その他	177	15.3	15.4
無回答	10	0.9	—
全体(%)	1,158	100.0	99.9

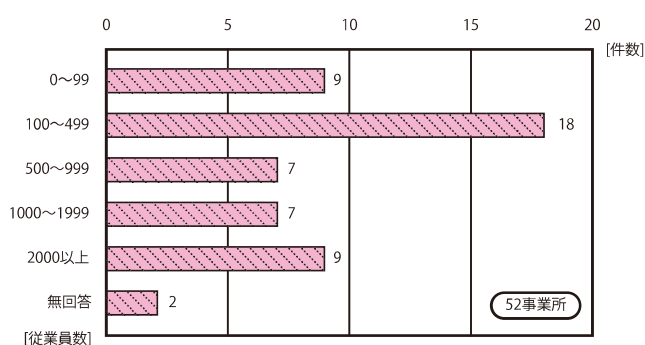
②年齢 高校2年生

3. 食育団体調査 調査概要

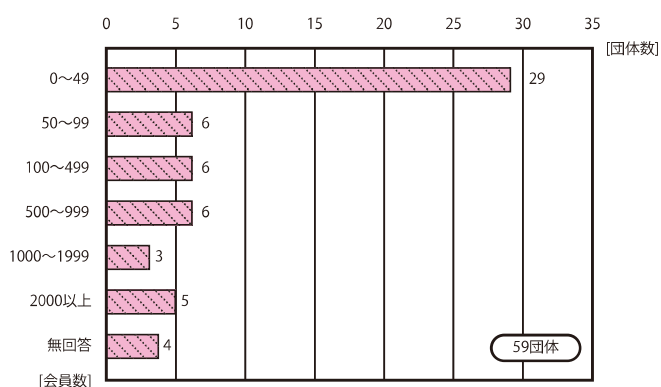
	種 別	調査対象	調査方法	標本数(回収率)	調査期間
1	事業所・企業 (関連事業所・企業)	特定給食施設及び食育事業等で関連または食育に関する協議会等の構成委員となっている事業所・企業(90社)	調査対象事業所・企業へ郵送配付・回収	52 (57.8%)	平成24年 9月18日 ～ 10月5日
2	食育関係団体 (市全域・各区において、活動している団体)	地域住民で組織する団体、NPO法人、社会福祉協議会加盟団体等、食育をテーマに活動する団体(79団体)	①調査対象団体等へ郵送配付・回収 ②対象団体の所管課へ庁内文書又は郵送での依頼・回収	59 (74.7%)	

■回答者の属性

①従業員数(事業所・企業)



②会員数(食育関係団体)



川崎市の食育の現状と意識に関する調査 ～市民対象～

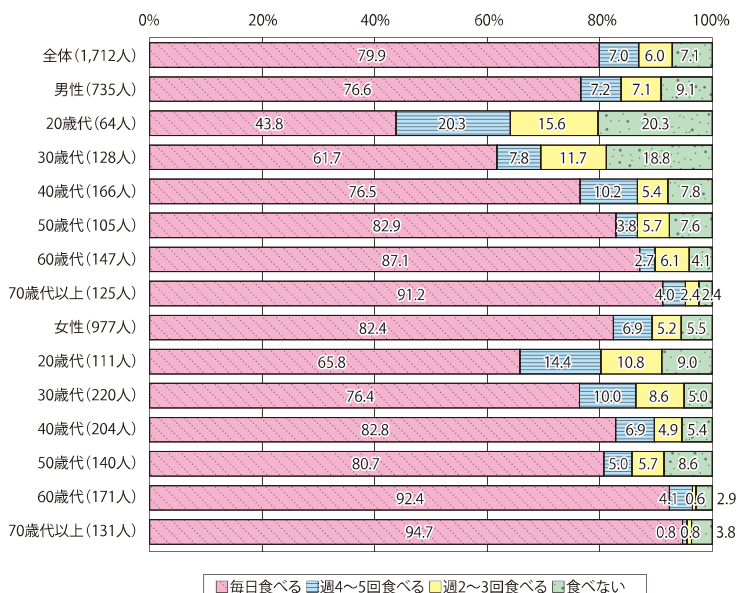
【調査結果】

朝食の摂取

【問】朝食は食べますか。（○は1つ）

朝食の摂取について、全体で「毎日食べる」と答えた人の割合が79.9%であった。

年齢と関連がみられ、20歳代は70歳代以上に比べて「毎日食べる」人が少ない状況がみられた。



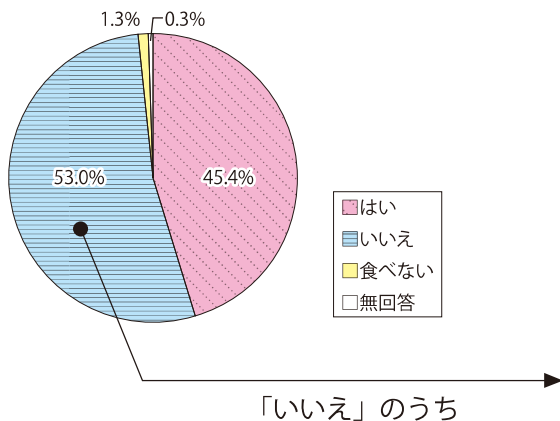
【図】 朝食の摂取×性別×年齢

朝食に主食・副菜・主菜をそろえて食べているか・朝食で不足しているもの

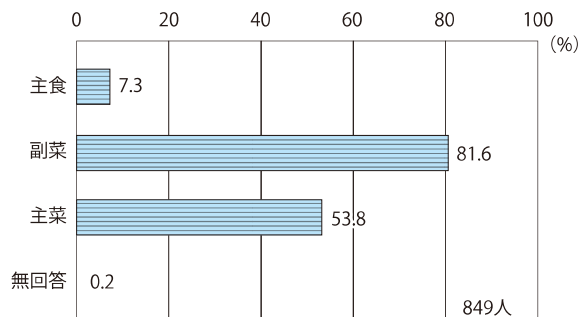
【問】朝食に主食（ごはん・パン・めんなど）、副菜（野菜を主にした料理）主菜（魚・肉・卵・大豆製品の料理）をそろえて食べていますか。（○は1つ）

朝食を食べている人のうち、45.4%が朝食に主食・副菜・主菜をそろえて食べていた。

朝食で不足しているものを聞いたところ、「副菜」81.6%、「主菜」53.8%であった。（複数回答）



「いいえ」のうち

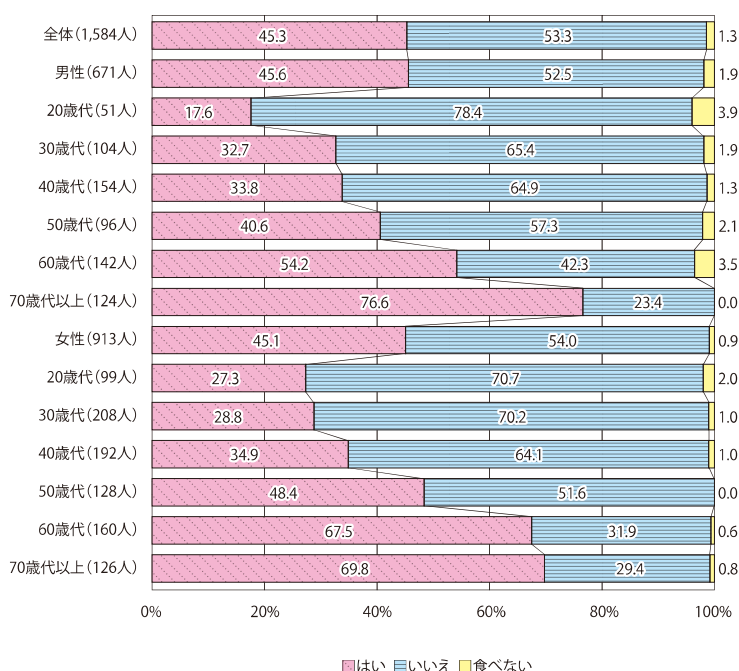


【図】 朝食に主食・副菜・主菜をそろえて食べているか (1,602人)

【図】 朝食で不足しているもの

朝食に主食・副菜・主菜をそろえて食べているか(性・年齢別)

朝食の内容は年齢との関連がみられ、男女共に20歳代では70歳代に比べて「朝食に主食・副菜・主菜をそろえて食べている」人が少ない状況がみられた。



[図] 朝食に主食・副菜・主菜をそろえて食べているか×性別×年齢

BMIの状況

【問】身長と体重をお答えください。

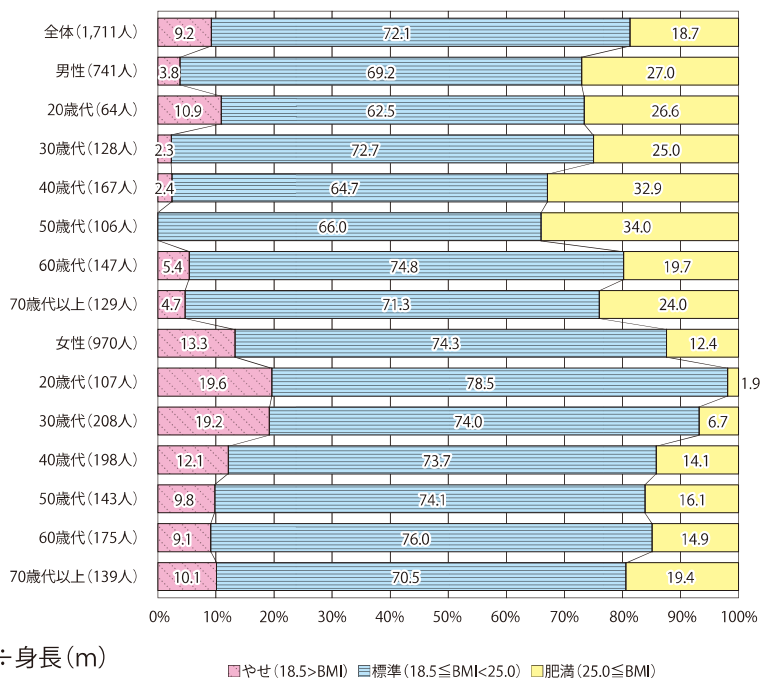
男性の肥満（BMI25以上）は、年代別にみると40歳代32.9%、50歳代34.0%で他の年代よりも割合が高かった。

女性のやせ（BMI18.5未満）は年代別にみると20歳代19.6%、30歳代19.2%で他の年代よりも割合が高かった。

*適正体重は、BMI(Body Mass Index: 体格指数)から算出します。

BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)

やせ: BMI18.5未満
標準: BMI18.5以上25.0未満
肥満: BMI25.0以上

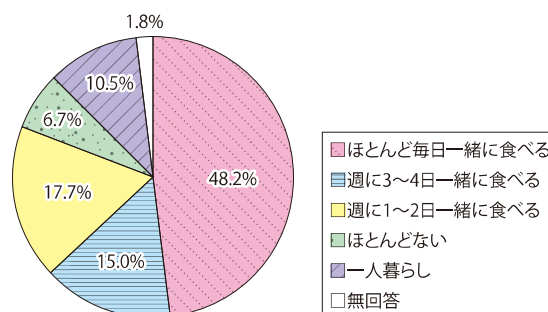


[図] BMI×性別×年齢

家族そろっての食事

【問】 家族（同居人を含む）そろって食事をしますか。（○は1つ）

家族（同居人を含む）そろって食事をするかについて、
「ほとんど毎日一緒に食べる」48.2%、
「週に1～2日一緒に食べる」17.7%であった。

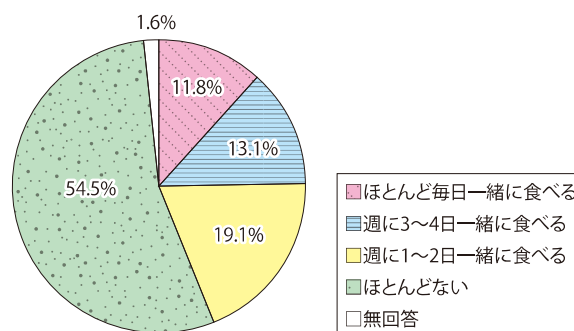


【図】 家族そろっての食事(1,761人)

家族以外との食事

【問】 家族以外（友人・同僚・地域の人等）と1日1回以上食事をしますか。（○は1つ）

家族以外との食事は、
「ほとんどない」が全体の54.5%、
「週1～2回一緒に食べる」19.1%であった。

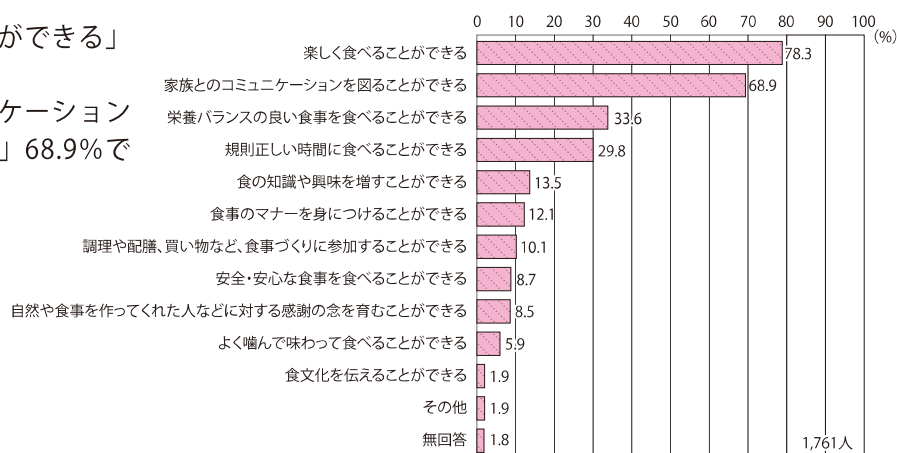


【図】 家族以外との食事(1,761人)

共食の利点

【問】 食事を家族（同居人を含む）や友人、職場の人等と一緒に食べることは、一人で食べるよりどのような良い点があると思いますか。（○は上位3つまで）

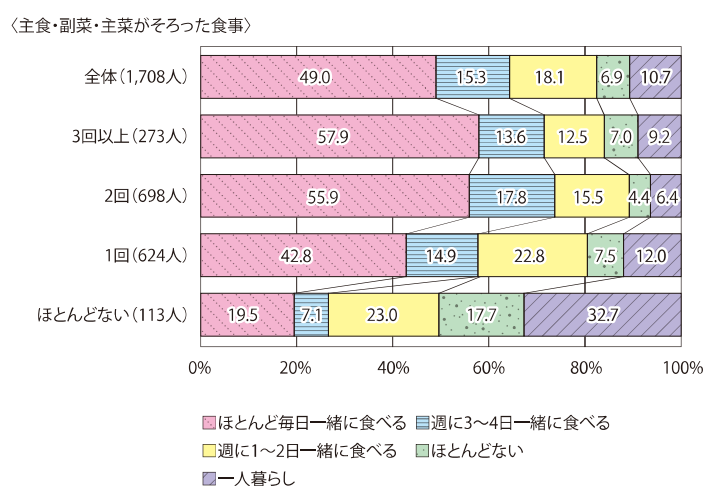
「楽しく食べることができる」78.3%、
「家族とのコミュニケーションを図ることができる」68.9%であった。



【図】 共食の利点

家族そろっての食事×主食・副菜・主菜をそろえて食べる回数

主食・副菜・主菜をそろえて食べている回数との関連がみられ、「3回以上」の人では「ほとんどない」人に比べて家族と「ほとんど毎日一緒に食べる」人が多くみられた。



【図】 家族そろっての食事×主食・副菜・主菜をそろえて食べている回数

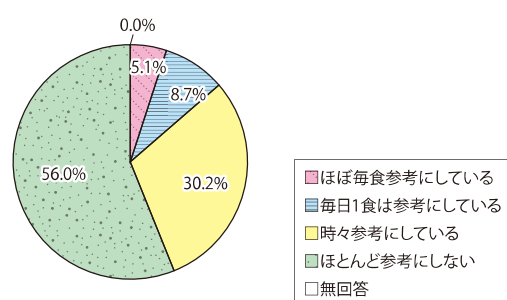
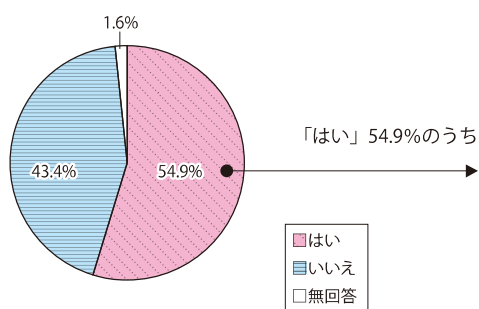
食事バランスガイドの認知度・参考状況

【問】 コマ型の「食事バランスガイド」を見たことがありますか。（○は1つ）

【問】 はいとお答の方のみ「食事バランスガイド」を参考にしてメニューを考えたり、選んだりしますか。（○は1つ）

食事バランスガイドを見たことがあると答えた人は全体の54.9%であった。

参考状況については、「ほとんど参考にしない」56.0%、「時々参考にしている」30.2%であった。



【図】 食事バランスガイドの認知度(1,761人)

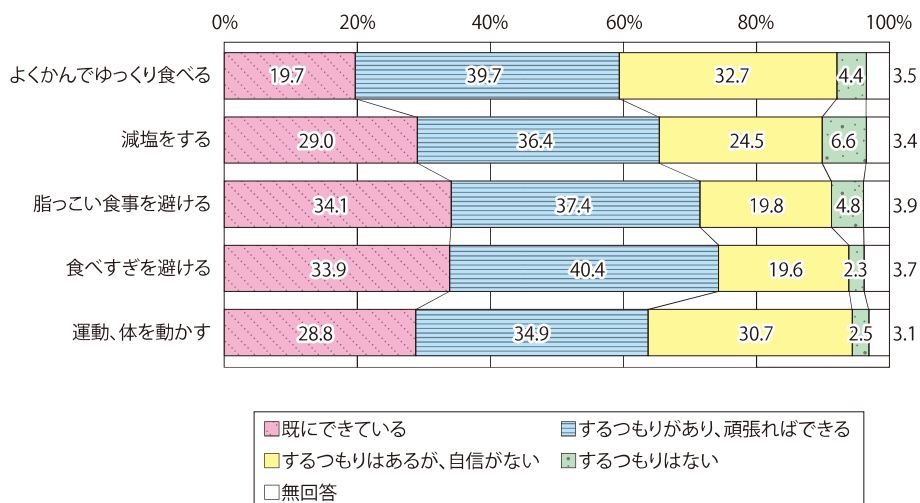
【図】 食事バランスガイドの参考状況(967人)

健康のためにできること

【問】あなたの健康のために、できることは何ですか。次の質問について、あてはまる番号に○をつけて下さい。（各項目ごとに○）

- （ア）よくかんでゆっくり食べる
- （イ）減塩をする
- （ウ）脂っこい食事を避ける
- （エ）食べ過ぎないようにする
- （オ）運動をしたり、日常生活でこまめに体を動かす

健康のためにできることの各項目において、「するつもりがあり、頑張ればできる」が多く、「するつもりはあるが、自信がない」と答えた人と合わせて60～70%程度であった。項目ごとに差がみられ、「脂っこい食事を避ける」、「食べ過ぎを避ける」について「既にできている」と答えた人は30%以上であり、「よくかんでゆっくり食べる」については20%未満であった。

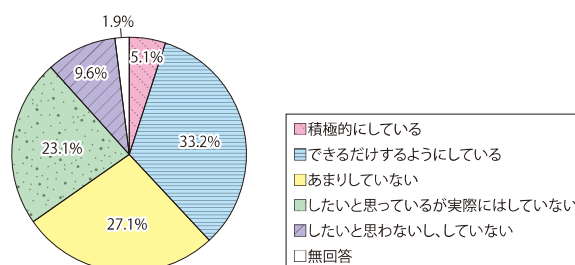


【図】 健康のためにできること

食育に関する活動・行動

【問】日頃から、健全な食生活を行うために「食育」に関する何らかの活動や行動をしていますか。（○は1つ） ※食育とは、様々な体験を通して食に関する知識と食を選択する力を修得し、健全な食生活を実践できるようにすることです。

食育に関する活動・行動を「できるだけするようにしている」が全体の33.2%、「あまりしていない」27.1%であった。

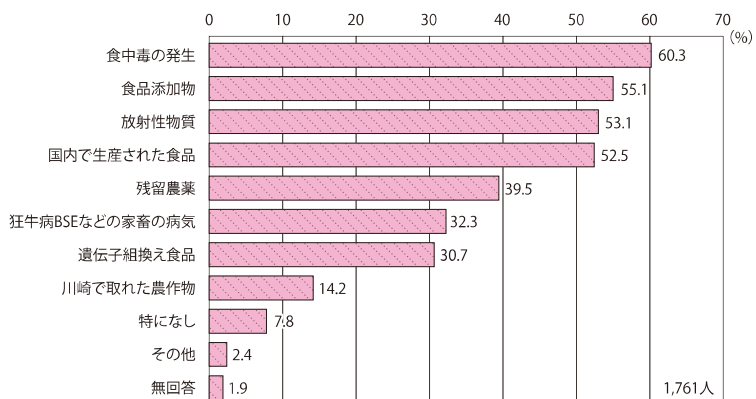


【図】 食育に関する活動・行動(1,761人)

食や食生活についての関心事項

【問】 食や食生活についての関心があるものは次のうちどれですか。（あてはまるもの全てに○）

「食中毒の発生」60.3%、
「食品添加物」55.1%、
「放射性物質」53.1%
であった。

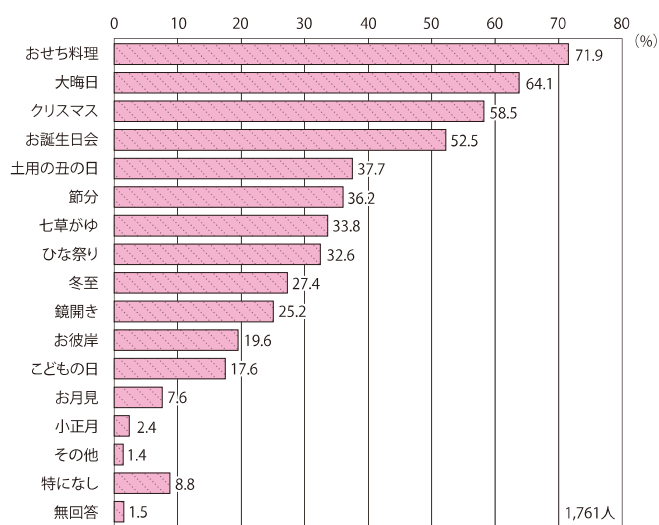


【図】 食や食生活についての関心事項

行事食の実施内容

【問】 ご家庭で実施している行事食は次のうちどれですか。（あてはまるもの全てに○）

「おせち料理」71.9%、
「大晦日」64.1%、
「クリスマス」58.5%、
「お誕生日会」52.5%であった。



【図】 行事食の実施内容

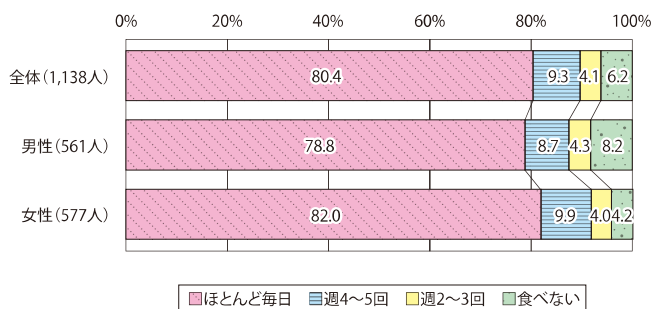
川崎市の食育の現状と意識に関する調査 ～高校生対象～

【調査結果】

朝食の摂取

【問】朝食を食べますか。※砂糖・ミルクを加えないお茶類（日本茶・コーヒー・紅茶など）水、サプリメントだけの場合は食事に含めません。

朝食の摂取について、
「ほとんど毎日」が全体の80.4%であった。

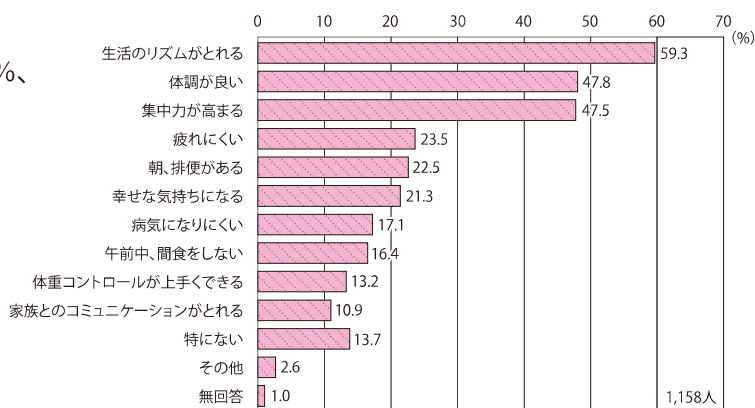


【図】 朝食の摂取×性別

朝食の利点

【問】朝食を食べると、どのような良いことがあると思いますか。（あてはまるもの全てに○）

朝食を食べる利点は、
「生活のリズムがとれる」59.3%、
「体調が良い」47.8%、
「集中力が高まる」47.5%
であった。



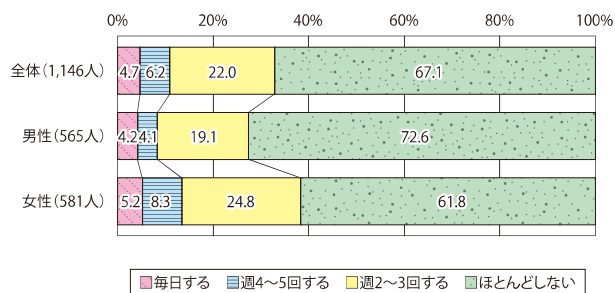
【図】 朝食の利点

食事づくりへの参加

【問】食事作り（手伝いも含む）をしますか。（○は1つ）

食事づくり（手伝いを含む）を
「ほとんどしない」の割合が全体の67.1%、
「週2～3回する」22.0%
であった。

性別との関連がみられ、男性は女性と比べて「ほとんどしない」人が多くみられた。

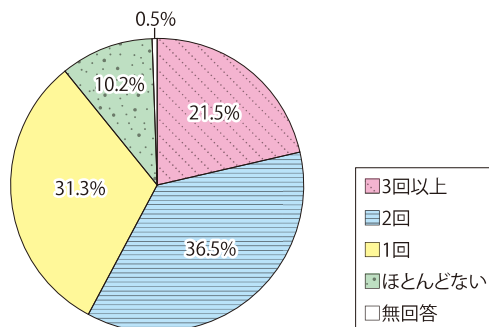


【図】 食事づくりへの参加×性別

主食・副菜・主菜のそろった食事

【問】 主食（ごはん・パン・めんなど）、副菜（野菜を主にした料理）、主菜（魚・肉・卵・大豆製品の料理）を3つそろえて食べることが1日のうち何回ありますか。（○は1つ）

主食・副菜・主菜をそろえて食べている回数は、1日のうち
「2回」が全体の36.5%、
「1回」31.3%
であった。

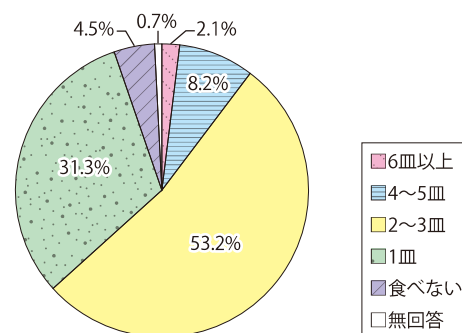


【図】 主食・副菜・主菜のそろった食事(1,158人)

野菜料理の皿数

【問】 野菜料理を1日何皿（または何鉢）食べていますか。（○は1つ）

野菜料理の1日の皿数は、
「2～3皿」53.2%、
「1皿」31.3%
であった。

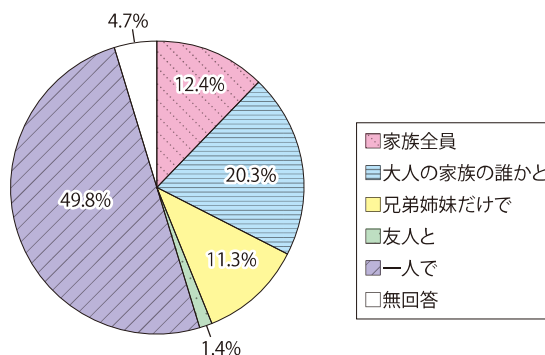


【図】 野菜料理の皿数(1,158人)

家族との食事の状況(朝食)

【問】 朝食を誰と食べますか。

朝食を誰と食べるかについて、
「一人で」が全体の49.8%、
「大人の家族の誰かと」20.3%
であった。

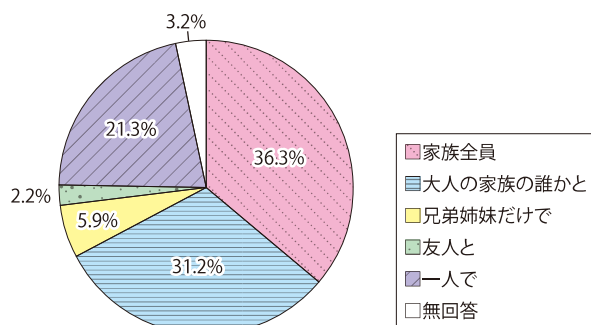


【図】 朝食を誰と食べるか(1,158人)

家族との食事の状況(夕食)

【問】 夕食を誰と食べますか。

夕食を誰と食べるかについて、
「家族全員」が全体の36.3%、
「大人の家族の誰かと」31.2%
であった。

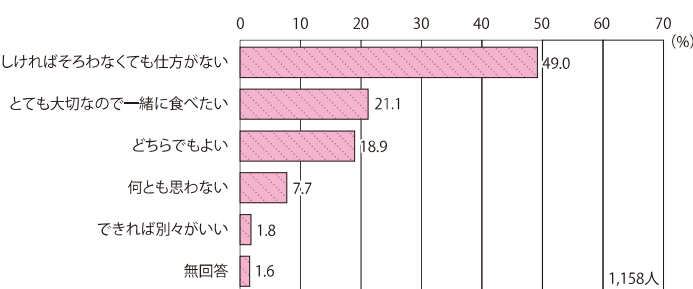


【図】 夕食を誰と食べるか(1,158人)

家族との食事について

【問】 家族と一緒に食事をすることは大切なことだと思いますか。(〇は1つ)

家族との食事について、
「忙しければそろわなくても仕方
がない」が全体の49.0%、
「とても大切なので一緒に食べた
い」21.1%であった。

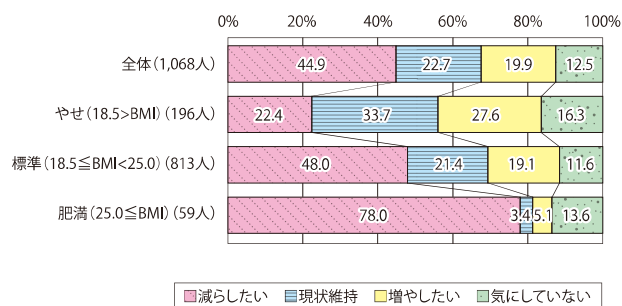


【図】 家族との食事について

体重をどうしたいか

【問】 今後、あなたの体重についてどうしたいですか。(〇は1つ)

体重をどうしたいかについて、
「減らしたい」が全体の44.9%、
「現状維持」22.7%であった。



【図】 体重をどうしたいか

食育団体調査

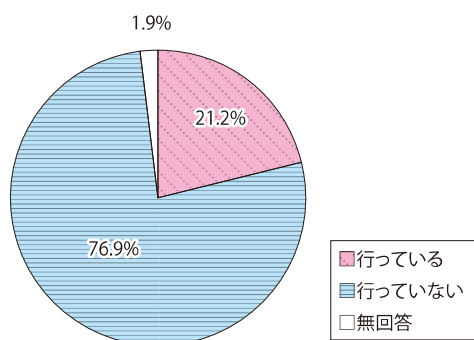
【調査結果】～事業所・企業～

食育に関わる取組の実施状況

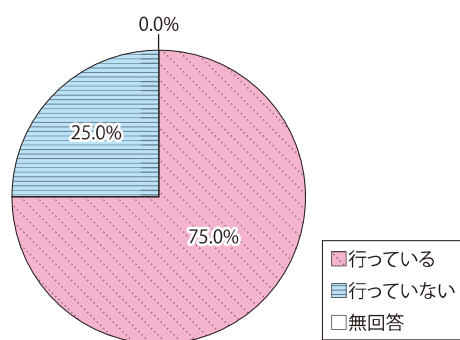
【問】 貴事業所・企業では、近隣住民や地域社会で食育に関わる取組を行っていますか。(〇は1つ)

【問】 貴事業所・企業では、従業員への食育を行っていますか。(〇は1つ)

近隣住民や地域社会で取組を「行っている」事業所は21.2%であり、従業員への食育を「行っている」事業所は75.0%であった。



【図】 地域への食育の実施状況(52事業所)

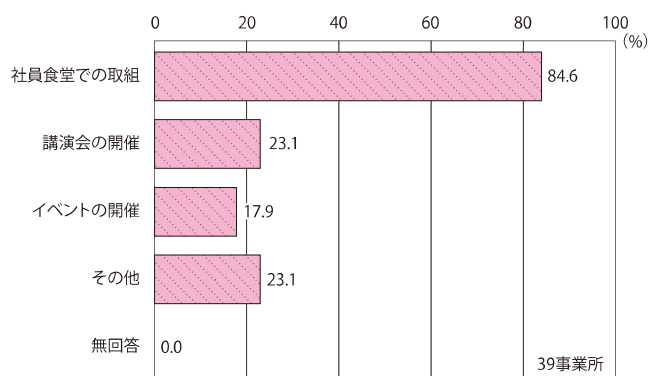


【図】 従業員への食育の実施状況(52事業所)

従業員への食育の実施内容

【問】 実施している内容とそのテーマを具体的に記入して下さい。(あてはまるもの全てに〇)

実施内容については、
「社員食堂での取組」84.6%、
「講演会の開催」23.1%であった。



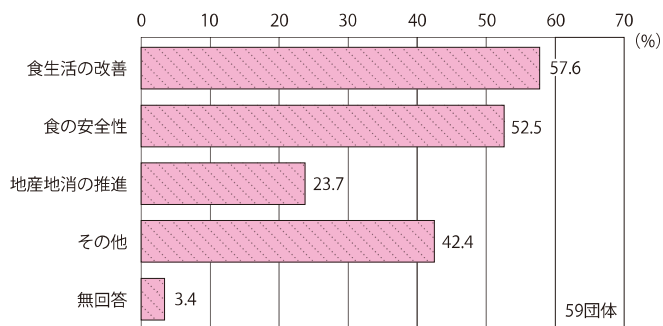
【図】 実施している内容

【調査結果】～食育関係団体～

食育に関する活動のテーマ

【問】貴団体の食育活動のテーマを次の中から選びください。（あてはまるもの全てに○）

活動のテーマについては
「食生活の改善」57.6%、
「食の安全性」52.5%であった。

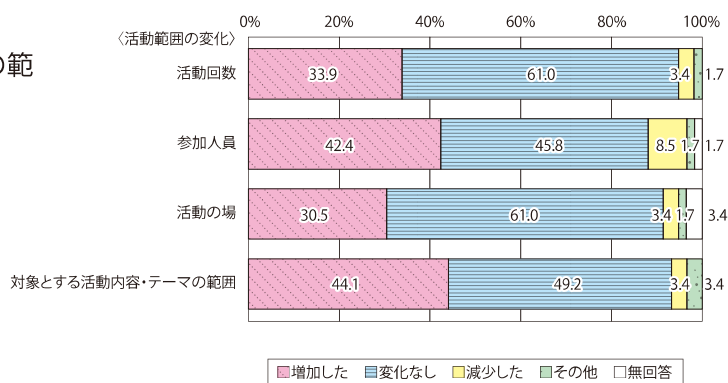


【図】 食育活動のテーマ

ここ2～3年での活動範囲の広がり

【問】ここ2～3年で活動の回数や参加人数及び活動範囲は広がりましたか。
(項目ごとに○を1つ)

活動範囲の広がりには
「対象とする活動内容・テーマの範囲」が増加した44.1%、
「参加人数」が増加した42.4%であった。

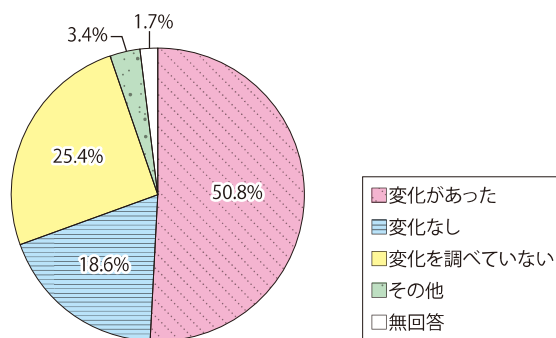


【図】 活動範囲の変化

対象者の意識や行動の変化

【問】食育活動に取り組むことによって対象者（参加者）の意識や行動に変化がありましたか。
(○は1つ)

対象者（参加者）の意識や行動に
「変化があった」50.8%、
「変化なし」18.6%であった。



【図】 対象者の意識や行動の変化 (59団体)

川崎市食育推進会議条例

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、川崎市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 川崎市食育推進計画（法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画をいう。）を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の区域における食育の推進に関して重要事項を審議し、及び施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員19人以内をもって組織する。

(会長)

第4条 会長は、市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 食育の推進に関係する団体の役員又は職員
 - (3) 推進会議の委員に応募したもの
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が召集し、会長はその会議の議長となる。

- 2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 推進会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が推進会議に諮って指名する。
- 3 部会には、部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

川崎市食育推進会議委員名簿

任期 平成25年7月1日～平成27年6月30日

区分	所属団体名等	役職等	氏名
会長	川崎市	市長	福田 紀彦
学識経験者	駒沢女子大学	教授	佐藤 加代子
	(有) ライフサポートみつま	代表取締役	三津間 通
関係団体	(公社) 川崎市医師会	会長	高橋 章
	(公社) 川崎市歯科医師会	会長	井田 満夫
	(公社) 川崎市看護協会	会長	手島 好子
	川崎市栄養士会	会長	濱谷 由美子
	(公社) 川崎市幼稚園協会	副会長	山田 まり子
	(一社) 川崎市食品衛生協会	会長	池谷 修司
	セレサ川崎農業協同組合	代表理事副組合長	原 修一
	東京ガス株式会社川崎支店	支店長	中村 肇
	川崎市食生活改善推進員連絡協議会	会長	菅沼 雅子
	川崎市PTA連絡協議会	会長	小原 良
	川崎市消費者の会	運営委員	吉田 紀代子
	日本チェーンストア協会関東支部	事務局次長	武内 得真
	味の素株式会社川崎事業所	総務・エリア管理部 課長	高橋 壮太
	神奈川・食育をすすめる会	事務局長	細田 紀子
市民代表	市民公募		塚田 信
	市民公募		水谷 淳子
事務局	川崎市	市民・こども局こども本部長	岡本 隆
	川崎市	経済労働局長	伊藤 和良
	川崎市	環境局長	稲垣 正
	川崎市	教育長	渡邊 直美
	川崎市	健康福祉局長	伊藤 弘
	川崎市	健康福祉局医務監	坂元 昇
	川崎市	健康福祉局健康安全部長	田崎 薫
	川崎市	健康福祉局健康安全全部健康増進課長	藤井 智弘
	川崎市	健康福祉局健康安全全部健康増進課課長補佐	岡田 ひろみ
	川崎市	健康福祉局健康安全全部健康増進課担当係長	高梨 祥恵
	川崎市	健康福祉局健康安全全部健康増進課担当係長	成川 幸子
	川崎市	健康福祉局健康安全全部健康増進課	岩倉 努
	川崎市	教育委員会中学校給食推進室担当課長	北村 恵子
	川崎市	市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課担当係長	平山 宏子

川崎市食育推進会議部会委員名簿

任期 平成25年7月1日～平成27年6月30日

区分	所属団体名等	役職等	氏名
学識経験者	駒沢女子大学	教授	佐藤 加代子
	(有) ライフサポートみつま	代表取締役	三津間 通
関係団体	川崎市栄養士会	会長	濱谷 由美子
	(公社) 川崎市幼稚園協会	副会長	山田 まり子
	(一社) 川崎市食品衛生協会	会長	池谷 修司
	セレサ川崎農業協同組合	代表理事副組合長	原 修一
	東京ガス株式会社川崎支店	支店長	中村 肇
	川崎市食生活改善推進員連絡協議会	会長	菅沼 雅子
	川崎市PTA連絡協議会	会長	小原 良
	川崎市消費者の会	運営委員	吉田 紀代子
	日本チェーンストア協会関東支部	事務局次長	武内 得真
	味の素株式会社川崎事業所	総務・エリア管理部 課長	高橋 壮太
	神奈川・食育をすすめる会	事務局長	細田 紀子
市民代表	市民公募		塚田 信
	市民公募		水谷 淳子
事務局	川崎市	健康福祉局健康安全部長	田崎 薫
	川崎市	健康福祉局健康安全部健康増進課長	藤井 智弘
	川崎市	健康福祉局健康安全部健康増進課課長補佐	岡田 ひろみ
	川崎市	健康福祉局健康安全部健康増進課担当係長	高梨 祥恵
	川崎市	健康福祉局健康安全部健康増進課担当係長	成川 幸子
	川崎市	健康福祉局健康安全部健康増進課	岩倉 努
	川崎市	教育委員会中学校給食推進室担当課長	北村 恵子
	川崎市	市民・こどもこども本部保育事業推進部保育課担当係長	平山 宏子

食育基本法

(平成17年6月10日成立 法律第63号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀におけるわが国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に

関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総 則

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等に責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成を資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食

生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）

第七条 食育は我が国の伝統ある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨とし

て、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者及び教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したいときは、

速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときには、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したいときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊娠婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の推進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を

講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色のある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のための必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）
 - 二 食育担当大臣以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

十七 食育の推進を図るための基本的な政策に関する事項

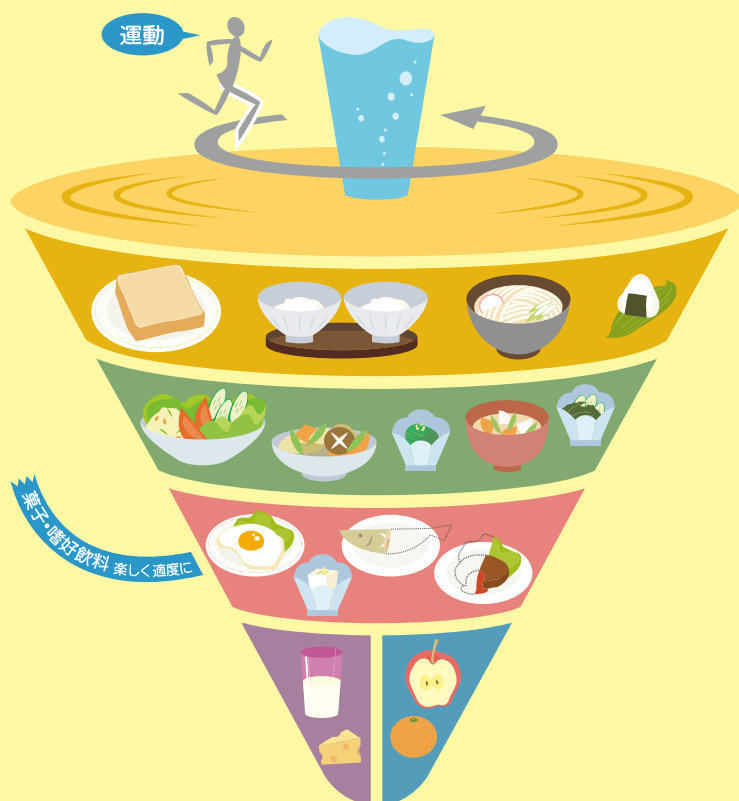
第四条第三項第二十七号の二の次に次の一号を加える。

二十七の三 食育推進基本計画（食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中

少子化社会対策会議	少子化社会対策基本法
を	
食育推進会議	食育基本法
少子化対策会議	少子化対策基本法

に改める



第 3 期川崎市食育推進計画

発 行 川崎市
発行年月 平成26年3月
編 集 健康福祉局健康安全部健康推進課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地
TEL 044-200-2451
FAX 044-200-3986